



島根県報

令和3年3月23日（火）

号外第28号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	2
特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	(環境生活総務課)	7
島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則	(雇 用 政 策 課)	7

【告 示】

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	8
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	(")	9

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 規則の概要

- (1) e L T A Xによる申告が困難である場合の規定及び様式の整備（第28条第3項・第31号の2様式その1・第31号の2様式その2・第31号の2様式その3関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（第125号様式・第128号様式・第130号様式・第136号様式—第138号様式・第162号様式—第162号の3様式関係）
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

(1)については公布の日から、(2)及び(3)については令和3年4月1日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

- (1) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備及び引用する条項の整理（第3条・第4条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

令和3年6月9日から施行することとした。

◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則（規則第34号）

1 規則の概要

- (1) 授業料等の減免区分の見直し（第13条関係）
- (2) その他規定の整備（第15条—第17条関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第32号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項の表第3号の次に次のように加える。

3の2 法第53条第51項及び第57項並びに法第72条の32の2第2項及び第8項の規定による地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例又は特例の取りやめの申請	e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の申請（特例の取りやめの届出）書（第31号の2様式その1）
3の3 法第53条第53項及び法第72条の32の2第4項の規定による承認又は却下の通知	e L T A Xによる申告が困難である場合の特例申請に係る承認（申請却下）通知書（第31号の2様式その2）

3の4 法第53条第56項及び法第72条の32の2第7項の 規定による取消通知	e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の取消通 知書（第31号の2様式その3）
--	--

第80条第3項中「法附則第12条の3第1項に規定する自動車」を「条例附則第18項第1号に規定する自動車及び条例附則第20項に規定する自家用の乗用車等」に、「条例附則第20項第1号」を「条例附則第18項第1号及び第20項」に、「条例附則第20項第1号」を「条例附則第20項」に改める。

第31号様式の次に次の3様式を加える。

第31号の2様式その1 (第28条関係)

e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の申請 (特例の取りやめの届出) 書	
年 月 日 県民センター所長 様	本店所在地又は住所
	電 話 番 号 () ー
	(ふりがな) 法 人 名
	法 人 番 号
	県内事務所等所在地
	電 話 番 号 () ー
	(ふりがな) 代 表 者 氏 名
(<input type="checkbox"/> 地方税法第53条第50項前段 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の32の2第1項前段) に規定する場合に該当することになったので、 法 人 の 県 民 税 に係る e L T A Xによる申告が困難な場合の特例を申請します。 法人の事業税及び特別法人事業税	
申 請 内 容	特例の適用を受けることが 必要になった理由
	特例の指定を受け ようとする期間
	電気通信回線の故障、災害 その他の理由により e L T A Xを使用することが困難で ある事情が生じた日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由により e L T A Xを使用することが困難であるこ とを明らかにする書類
(<input type="checkbox"/> 地方税法第53条第57項 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の32の2第8項) の規定により、 法 人 の 県 民 税 法人の事業税及び特別法人事業税 に係る e L T A Xによる申告が困難な場合の特例の適用を受けることをやめるので届出します。	
届 出 内 容	特例の承認を受けた日又は その承認があったものと みなされた日
	特例の適用を受けることを やめようとする理由
そ の 他 の 参 考 事 項	
税 理 士 氏 名	

第31号の2様式その2（第28条関係）

所在地 名称 様 代表者氏名 県民センター所長 印 e L T A Xによる申告が困難である場合の特例申請に係る 承認 通知書 (申請却下) 貴法人から 年 月 日付で申請された 法人の県民税 法人の事業税及び特別法人事業税 に係る e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の申請については、次のとおり 承認 したので通知します。 (申請却下)	第 号 年 月 日	
承認の場合	承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
却下の場合	理由	

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第31号の2様式その3（第28条関係）

		第 年	月	号 日
所在地 名称 代表者氏名	様			
県民センター所長				印
e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の取消通知書				
<p>貴法人の 法人の県民税に係る e L T A Xによる申告が困難で 法人の事業税及び特別法人事業税</p>				
ある場合の特例については、次のとおり取り消したので通知します。				
理 由				

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第71号様式その1中

「 上記の自動車について滞納がない（滞納していることが天災等やむを得ない理由によるものである） を
 ことを証明します。 」

「 上記の自動車について滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証明し
 ます。

に改める。

なお、本証明書は、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する「自動車税種別割の滞納がないこと
 を証するに足る書面」に該当します。 」

第125号様式、第128号様式、第130号様式、第136号様式から第138号様式まで及び第162号様式から第162号の3様式ま
 での様式中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第28条第3項の表第3号の次に3号を加える改正規定及び第31号様式の次に3様式を加える改正規定は公
 布の日から、その他の規定は令和3年4月1日から施行する。

（用紙の経過措置）

2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもの
 のうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第33号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成10年島根県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「公告又は」及び「による公表」を削る。

第4条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第25条中「申請、縦覧、通知、届出、提出」を「提出、縦覧、通知、届出」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第34号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中

「

	半額免除	条例の定めるところにより納入すべき額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
--	------	---

を

「

3分の2免除	条例の定めるところにより納入すべき額の3分の2に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
3分の1免除	条例の定めるところにより納入すべき額の3分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

」

に改める。

第15条第1項中「授業料等減免申請書（様式第8号）」を「別に定める申請書」に改める。

第16条中「授業料等減免決定通知書（様式第9号）」を「別に定める通知書」に改める。

第17条第3項中「授業料等減免取消通知書（様式第10号）」を「別に定める通知書」に改める。

様式第8号から様式第10号までを削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告

示

島根県告示第206号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中

「

羽入	中層耐火構造4階建	昭和54	0.814 (第314号、第512号 及び第513号の住戸 にあつては0.834)
		昭和55	
		平成24	0.829
南廻山	木造2階建	平成22	0.845 (第111号、第121 号、第212号及び第 222号の住戸にあつ ては、0.8457)

を

」

「

羽入	中層耐火構造4階建	昭和54	0.814 (第314号、第512号 及び第513号の住戸 にあつては、0.834)
		昭和55	

に改める。

		平成24	0.829
--	--	------	-------

」

島根県告示第207号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（令和元年島根県告示第261号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

「

表松江市の項中	羽入団地	1,320円
	南廻山団地	1,540円

を

」

「

羽入団地	1,320円
------	--------

に改める。

」